第2号議案

	ガレウ部
件名	栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部改正について
提案理由等	高等学校等就学支援金業務において、オンライン申請に対応したe-Shien システムを導入するため、月額授業料の納入時期等について、所用の改正を行うものである。

「栃木県立学校の授業料等に関する規則」の一部改正について(概要)

1 改正の目的

県立学校の授業料については、高等学校等就学支援金制度を活用し支援を行っているが、文部科学省が運用するオンライン申請に対応した事務処理システム (e-Shien システム) を導入するため、規則について所用の改正を行う。

〈高等学校等就学支援金制度とは〉

法律に基づき、授業料に充てるための「就学支援金」を国が支給することにより、家庭の教育費負担軽減を図るもの。在学生徒に代わって県が受領し、授業料債権の弁済に充てている。 (生徒(保護者)申請 → 県における所得審査 → 認定)

2 改正内容

e-Shien システムに対応するため、月額授業料の徴収回数や時期を以下のとおりとする。

- (1) 年4回の徴収とする。
- (2) 第1回目の徴収は、新入生の就学支援金の認定が完了する8月とする。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
変	入学者	_	_	4月分	_	_	7月分	10 月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
	(新入生)			5月分			8月分						
更				6月分			9月分						
	その他	4月分	5月分	6月分	_	-	7月分	10 月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
前	(在校生)						8月分						
							9月分						
変	入学者	_	_	_	_	4月分	_		7月分	_	10月分	_	1月分
更	(新入生)					5月分			8月分		11月分		2月分
						6月分			9月分		12月分		3月分
	その他	-	_	_	_	4月分	_		7月分	_	10月分	_	1月分
	(在校生)					5月分			8月分		11月分		2月分
後						6月分			9月分		12月分		3月分

3 施行期日

令和5年4月1日

4 参考

授業料

全日制 月額 9,900円

定時制月額140円(1単位あたり)通信制年額320円(1単位あたり)

(通信制については、現行どおり(徴収の決定の日から20日以内))

栃木県教育委員会規則第

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年 月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真 理

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校の授業料等に関する規則(昭和28年栃木県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正す る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 TF. 後

(納付期限)

- じ、当該各号に掲げる日までに納付しなければな らない。
 - (1) 4月分から6月分までの月額授業料 8月10 日
 - (2) 7月分から9月分までの月額授業料 11月10
 - (3) 10月分から12月分までの月額授業料 1月17 日
 - (4) 1月分から3月分までの月額授業料 3月10 日

- 3 校長は、第1項の期限内又は第2項の期間内に 納付困難な者について、別に教育長が定める期間 内において、月額授業料又は一括納付授業料等の 延納を認めることができる。

(繰上徴収)

第5条 略

2 前項の規定により繰上徴収が行われた場合の月 額授業料は、前条第1項の規定にかかわらず、徴 収決定から10日以内に納付しなければならない。 ただし、同条第3項の規定を準用する。

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(納付期限)

改

第4条 月額授業料は、次の各号に掲げる区分に応 | 第4条 月額授業料は、徴収決定の日から起算して 10日以内に納付しなければならない。ただし、1 月分の月額授業料にあっては県立学校管理規則 (昭和32年栃木県教育委員会規則第2号)第5条 第1項第4号に規定する冬期休業日の終了日の翌 日から10日以内、4月分の月額授業料にあっては 同項第5号に規定する学年末及び学年始休業日の 終了日の翌日から10日以内に納付するものとす る。_

TF.

前

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月 額授業料は、当該各号に定める月の徴収決定の日 から起算して10日以内に納付しなければならな
 - (1) 入学年度の4月分及び5月分の月額授業料 6月
 - (2) 7月分及び8月分の月額授業料 9月
- 4 校長は、前3項の期間内 納付困難な者について、別に教育長が定める期間 内において、月額授業料又は一括納付授業料等の 延納を認めることができる。

(繰上徴収)

第5条 略

2 前項の規定により繰上徴収が行われた場合の月 額授業料は、前条第1項の規定にかかわらず、徴 収決定から10日以内に納付しなければならない。 ただし、前条第4項の規定を準用する。

(高校教育課)

e-Shienシステムのイメージ

